
1. 生活環境整備と景観

岡村勝司（信州大学工学部）

〔要旨〕

1. 都市整備の枠組

明治以降のわが国の都市空間整備の体系について概観し、生活環境整備の立ちおくれについて述べる。

2. 生活環境整備の枠組

生活環境整備の考え方について論述し、わが国の都市政策の枠組と対応させ、その整備の難しさについて述べる。

3. 景観整備の考え方

わが国の都市空間整備の流れの中で、景観整備が求められるようになった背景と、景観整備の視点ならびに枠組について概観する。

4. 美しさとやすらぎのあるまちづくり

わが国の生活空間の整備と、結果的に目にすることのできる景観の姿は、そこで生活する人々の努力の集積であり、狭義の経済性の追求によりもたらされている点にふれ、今後の美しさとやすらぎのあるまちづくりを現実のものとするための枠組について述べる。

1. 都市整備の枠組

建設省主要年表(前史)

資料：建設省20年史

年月日	事	項
明治 元 10.28 (1868)	治河使の設置(治水、利水の事務を所掌)	
2. 4. 8 (1866)	太政官に土木司を設け道路、橋梁、堤防等の事務を所掌	
7. 8 (1869)	民部省土木司が土木行政を統一所掌	
4. 7.28 (1871)	土木行政を工部省に移管	
10. 1 (1873)	土木行政を大蔵省に移管(土木司を土木寮と改称)	
12.14 (1872)	道路、橋梁、河川、港湾等通行銭の徴収を許可	
5. 9. 2 (1872)	大蔵省直属の建築局を土木寮へ移管	
6. 1.15 (1873)	正院通(太政官布告)「群馬逆観の地に公園を設ける件」	
6. 8. 2 (1876)	河港道路修築規則公布(道路を1, 2, 3等に区分)	
7. 1. 9 (1874)	内務省設置(大蔵省土木寮を移管)	
8. 7.28 (1875)	公用土地買上規則制定	
9. 6. 8 (1876)	道路の等級を廃止(国、県、里の3道に改定)	
10. 1.19 (1877)	土木寮を土木局と改称	
11. 7.22 (1878)	土木費負担所屬区分の制度を設ける	
18. 1.23 (1885)	東京市区改正審査委員会内務省に設置	
19. 2.27 (1886)	各省官制により土木局を治水、道路、計算の3課に分ける	
21. 8.16 (1888)	東京市区改正条例公布	
5. 1 (1889)	陸軍参謀本部に陸地測量部設置	
22. 7.30 (1889)	旧土地収用法公布	
23. 7.25 (1890)	土地収用協議会規則制定	

年月日	事	項
8. 2 (1896)	土木監督官制公布	
29. 4. 8 (1896)	旧河川法公布	
30. 3.30 (1897)	砂防法公布	
4. 1 (1899)	国庫の補助する公共団体の事業に関する件公布	
32. 4. 6 (1899)	河川法中費用補助に関する勅令公布	
32. 9.27 (1899)	東京市区改正委員会を内務省に設置	
33. 3. 7 (1900)	旧下水道法公布	
3. 7 (1900)	旧土地収用法公布(明治22年法は廃止)	
38. 3.28 (1905)	土木監督署を土木出張所と改称	
41. 4.13 (1908)	水利組合法公布	
44. 10. 2 (1911)	府県災害土木費国庫補助に関する件公布	
3.23 (1911)	第1次治水計画	
大正		大正時代
2. 4. 9 (1913)	運河法公布	
7. 5.22 (1918)	内務省に都市計画調査会設置	
6. 15 (1919)	内務省土木局に河川課を新設	
8. 4. 5 (1919)	市街地建築物法、旧都市計画法公布	
4. 11 (1920)	旧道路法公布	
9. 8.11 (1920)	道路公債法公布	
11 (1921)	道路改良三十箇年計画決定	
10. 4. 9 (1921)	公有水面埋立法公布	
12 (1921)	住宅組合法公布	
4.14 (1921)	軌道法公布	

年月日	事	項
11. 3.22 (1922)	郡道を廃止し、府県道に編入(道路法の改正)	
5.19 (1923)	内務省都市計画局を設置	
6. 1 (1924)	廃川敷地処分令公布	
9.30 (1923)	内務省に土木試験所を設置	
12. 9.27 (1923)	帝都復興院設置	
12.24 (1924)	旧特別都市計画法公布(震災復興関係)	
13. 5.23 (1924)	財団法人同潤会設立	
14. 5.26 (1925)	大蔵省営繕管財局が営繕事業を統一所掌	
15. 3.31 (1926)	土地賃貸面格調査法公布	
昭和		昭和時代
2. 3.30 (1927)	不良住宅地区改良法公布	
7. 1.19 (1932)	地方産業振興土木事業五箇年計画決定	
8. 3.28 (1933)	都市計画法の適用を市及び指定町村に拡大(都市計画法の一部改正)	
10. 2 (1935)	第2次道路改良計画決定	
10. 5.27 (1935)	河川堰堤規則公布	
11. 6.24 (1936)	内務省土木局で土木事業五箇年計画決定	
12. 10. 1 (1937)	内務省に計画局を設置(都市計画に関する事務を所掌)	
13. 6. 7 (1938)	労働者住宅の建設方針決定	
8. 1 (1939)	陸上交通事業調整法公布	
14. 7. 4 (1939)	「労働者住宅供給根本対策」閣議決定	
10.18 (1940)	第1次地家賃統制令公布	
11.18 (1940)	木造建築許可制実施	
15. 4. 1 (1940)	旧特別都市計画法公布(神宮関保)	
7. 7 (1940)	住宅対策委員会設置	

年月日	事	項
15. 10.19 (1940)	第2次地家賃統制令公布	
11.19 (1941)	住宅対策要綱決定	
16. 3. 7 (1941)	住宅営団設立	
7 (1945)	帝都高速交通営団設立	
7 (1945)	賃家組合法公布	
9. 6 (1945)	内務省に国土局を設置	
18. 2.27 (1945)	都市計画法及び同法施行令臨時特例公布	
20. 9. 1 (1945)	内務省に地理調査所を設置	
4 (1945)	「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」閣議決定	
11. 5 (1946)	戦災復興院設置	
30 (1946)	「戦災地復興計画基本方針」閣議決定	
21. 3.19 (1946)	戦災復興院に特別建設部設置	
23 (1946)	戦災復興院総裁官房に政務研究所を設置	
4.20 (1946)	戦災復興院に特別建設出張所設置	
5.28 (1946)	建築制限令公布	
8.15 (1946)	戦災復興土地地区面整理施行地区内建築制限令公布	
27 (1946)	罹災都市借地借家臨時処理法公布	
9. 3 (1946)	「公共事業処理要綱」閣議決定	
11 (1946)	特別都市計画法公布(戦災復興関係)	
13 (1946)	連合軍総司令部、日本全国の道路状況調査を命令	
28 (1946)	地家賃統制令公布(現行)	
10. 9 (1946)	戦災都市として115都市指定	
11.28 (1947)	政府の契約の特例に関する法律公布	
22. 3.29 (1947)	臨時建築等制限規則公布	
29 (1947)	戦災復興院に建築出張所を設置	
11.13 (1947)	不正支払防止法公布	
23. 1. 1 (1947)	建設院設置(内務省・戦災復興院廃止)	
5. 1 (1947)	梅井市下水道事業開始(戦後初の公共下水道事業)	

国土計画関連法規とそれに基づく開発整備計画

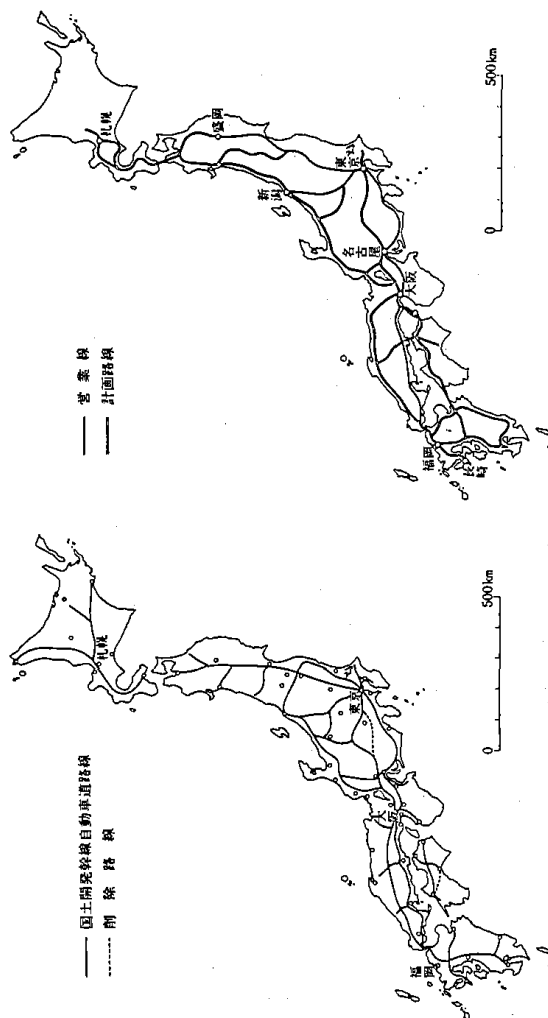
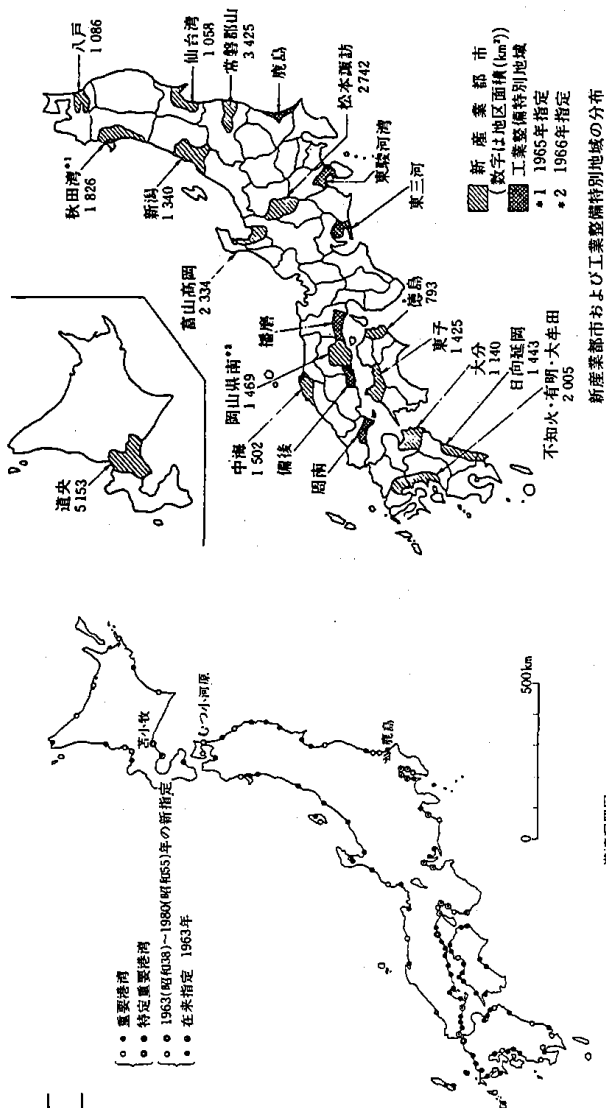
区分	開 保 法 (年)	開 発 整 備 計 画 (年)
全 国	国土総合開発法 (s 25)	全国総合開発計画 (s 37)
		新全国総合開発計画 (s 44)
		第三次全国総合開発計画 (s 52)
大 都 市 圏	国土利用計画法 (s 49)	国土利用計画 (s 51)
		土地利用基本計画 (s 50, s 51)
	首都圏整備法 (s 31)	首都圏基本計画 (s 33)
	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 (s 33)	改訂 首都圏基本計画 (s 43)
	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律 (s 34)	第三次首都圏基本計画 (s 51)
	首都圏近郊緑地保全法 (s 41)	首都圏整備計画 (s 52)
		首都圏近郊緑地保全計画 (s 42~s 48)
	近畿圏整備法 (s 38)	近畿圏基本整備計画 (s 40)
	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (s 39)	近畿圏基本整備計画 (全面改訂) (s 46)
	近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律 (s 39)	近畿圏基本整備計画 (一部変更) (s 53)
地 方 圏	近畿圏近郊整備区域建設計画 (s 42)	近畿圏近郊整備区域建設計画 (s 42)
	近畿圏近郊整備区域建設計画 (一部変更) (s 46)	近畿圏近郊整備区域建設計画 (一部変更) (s 46)
	近畿圏近郊整備区域建設計画 (全面改訂) (s 52)	近畿圏近郊整備区域建設計画 (全面改訂) (s 52)
	近畿圏都市開発区域建設計画 (s 42)	近畿圏都市開発区域建設計画 (s 42)
	近畿圏都市開発区域建設計画 (s 46)	近畿圏都市開発区域建設計画 (s 46)
	近畿圏都市開発区域建設計画 (s 52)	近畿圏都市開発区域建設計画 (s 52)
	近畿圏保全区域整備計画 (s 46~)	近畿圏保全区域整備計画 (s 46~)
	中部圏開発整備法 (s 41)	中部圏基本開発整備計画 (s 43)
	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備に関する法律 (s 42)	中部圏基本開発整備計画 (全面改訂) (s 53)
		中部圏都市開発区域建設計画 (s 44)
地 方 圏	北海道開発法 (s 25)	北海道総合開発第一次5カ年計画 (s 26)
		北海道総合開発第二次5カ年計画 (s 32)
		第二期北海道総合開発計画 (s 37)
		第三期北海道総合開発計画 (s 46)
		新北海道総合開発計画 (s 53)
	東北開発促進法 (s 32)	東北開発促進計画 (s 33)
	改訂 東北開発促進計画 (s 39)	改訂 東北開発促進計画 (s 39)
	改訂 東北開発促進計画 (s 54)	改訂 東北開発促進計画 (s 54)
	北陸地方開発促進法 (s 35)	北陸地方開発促進計画 (s 39)
	改訂 北陸地方開発促進計画 (s 54)	改訂 北陸地方開発促進計画 (s 54)
地 方 圏	中国地方開発促進法 (s 35)	中国地方開発促進計画 (s 39)
	改訂 中国地方開発促進計画 (s 54)	改訂 中国地方開発促進計画 (s 54)
	四国地方開発促進法 (s 35)	四国地方開発促進計画 (s 35)
	改訂 四国地方開発促進計画 (s 40)	改訂 四国地方開発促進計画 (s 40)
	改訂 四国地方開発促進計画 (s 54)	改訂 四国地方開発促進計画 (s 54)
	九州地方開発促進法 (s 34)	九州地方開発促進計画 (s 34)
	改訂 九州地方開発促進計画 (s 39)	改訂 九州地方開発促進計画 (s 39)
	改訂 九州地方開発促進計画 (s 54)	改訂 九州地方開発促進計画 (s 54)

区分	開 保 法 (年)	開 発 整 備 計 画 (年)
産 業 振 興	新産業都市建設促進法 (s 37)	15 地区の建設基本計画 (s 39, s 42)
		15 地区の新建設基本計画 (s 52)
	工業整備特別地域整備促進法 (s 39)	6 地区の整備基本計画 (s 40)
		6 地区の新整備基本計画 (s 52)
	低開発地域工業開発促進法 (s 36)	な し
	農村地域工業導入促進法 (s 46)	農村地域工業導入基本方針 (s 46)
	工業再配置促進法 (s 47)	第二次農村地域工業導入基本方針 (s 51)
		工業再配置計画 (s 52)
	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法 (s 27)	第一次特殊土じょう地帯対策事業計画 (s 28)
		第二次特殊土じょう地帯対策事業計画 (s 31)
地 域 振 興		第三次特殊土じょう地帯対策事業計画 (s 37)
		第四次特殊土じょう地帯対策事業計画 (s 42)
		第五次特殊土じょう地帯対策事業計画 (s 47)
		第六次特殊土じょう地帯対策事業計画 (s 52)
	離島振興法 (s 28)	全指定地域 (第九次指定まで) の離島振興計画 (s 39)
		第十次指定分を含む全指定地域の改訂離島振興計画 (s 40)
	改訂 離島振興計画 (s 48)	
	奄美群島振興開発特別措置法 (s 29)	奄美群島復興計画 (s 29)
		改訂 奄美群島復興計画 (s 33)
		奄美群島復興計画 (s 39)
地 域 振 興		改訂 奄美群島復興計画 (s 44)
		奄美群島復興開発計画 (s 49)
		改訂 奄美群島復興開発計画 (s 54)
	産没地域振興臨時措置法 (s 36)	産没地域振興基本計画 (s 38)
		全面改訂 産没地域振興基本計画 (s 46)
	産没地域振興臨時措置法 (s 36)	産没地域振興実施計画 (s 38)
		全面改訂 産没地域振興実施計画 (s 42)
		全面改訂 産没地域振興実施計画 (s 46)
		全面改訂 産没地域振興実施計画 (s 52)
	豪雪地帯対策特別措置法 (s 37)	豪雪地帯対策基本計画 (s 39)
地 域 振 興		改訂 豪雪地帯対策基本計画 (s 47)
	山村振興法 (s 40)	山村振興計画 (s 41 年度以降)
		第二期山村振興計画 (s 47 年度以降)
	小笠原諸島復興特別措置法 (s 44)	小笠原諸島復興計画 (s 45)
		改訂 小笠原諸島復興計画 (s 49)
		小笠原諸島復興計画 (s 54)
	過疎地域振興特別措置法 (s 55)	過疎地域振興計画 (s 55)
		市町村過疎地域振興計画 (s 55~)
		都道府県過疎地域振興計画 (s 55~)
	沖縄振興開発特別措置法 (s 46)	沖縄振興開発計画 (s 47)

国土利用計画の策定状況

全 体	全 国 計 画	都 道 府 県 計 画	市 町 村 計 画
47. 6. 25 国土利用計画法の制定 49. 8. 1 国土利用計画の作成の 基本方針について都道府 県に説明 49. 12. 24 通達「国土利用計画法 の施行について」 50. 2. 25 第1回国土利用計画審 議会「国土利用計画の 策定についての基本方 針」	50. 4. 公共施設用地調査まと め 51. 4. 14 全国計画(案)について 都道府県から意見聴取 51. 5. 7 第8回国土利用計画審 議会、全国計画(案)の 諮問案申 51. 5. 18 全国計画部議決定	51. 5. 18, 51. 12. 27 通達「国土利用計画(都 道府県計画)の策定に ついて」 51年度 12県策定 52年度 28道県策定	53. 2. 24 通達「国土利用計画(市 町村計画)の策定に係 る指導について」要領 「国土利用計画(市町村 計画)策定要領」 53. 3. 2 都道府県担当者に対す る策定要領説明会 53年度 1市6町1村 策定 54年度 8市30町13 村策定

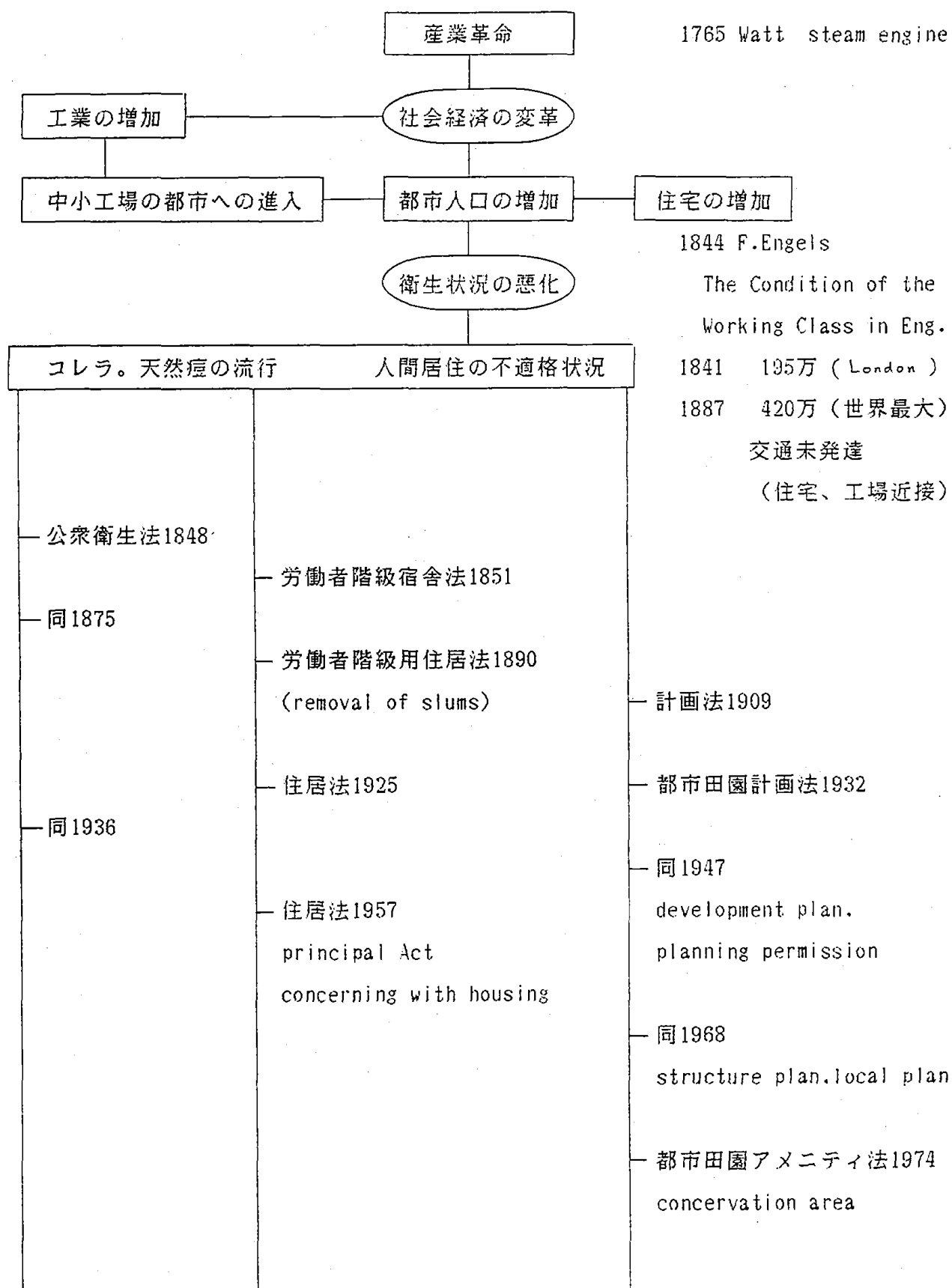
国土計画協会編：地域計画ハンドブック、朝倉書店、1981.



(地区以外住区などの地域段階は省略)

核型施設 計	中央官庁行政施設	国出先機関	国、地方出先機関	国、地方出先機関	地方出先機関	地方、都出先機関
・国際機関本部 ・通信衛星基地 ・宇宙空間基地 ・南極基地	・中央官庁本部 ・地方庁、警察本部 ・ローカル空港 ・高速鉄道駅 ・高速道路インターチェンジ ・発電所、ダム、貯水池 ・地方立教育、文化厚生施設 ・ゴルフ場、スケート場 ・医療センター ・動物園、水中公園 ・地方港湾	・国出先機関本部 ・大都市圏庁、警察本部 ・ローカル空港 ・高速鉄道駅 ・高速道路インターチェンジ ・発電所、ダム、貯水池 ・地方立教育、文化厚生施設 ・ゴルフ場、スケート場 ・医療センター ・動物園、水中公園 ・地方港湾	・国、地方出先機関本部 ・市、警察本部 ・消防本部、警察署 ・鉄道駅 ・バスターミナル、駐車場 ・都市港湾、都市空港 ・中央放送局、新聞社本社 ・都市銀行本店、農協本部 ・都立大学、短期大学、高校 ・中央卸売市場、流通センター ・デパート ・動物園、水族館 ・墓苑、プロ野球場 ・各種センター	・国、地方出先機関本部 ・市、警察本部 ・消防本部、警察署 ・鉄道駅 ・バスターミナル、駐車場 ・都市港湾、都市空港 ・中央放送局、新聞社本社 ・都市銀行本店、農協本部 ・都立大学、短期大学、高校 ・中央卸売市場、流通センター ・デパート ・動物園、水族館 ・墓苑、プロ野球場 ・各種センター	・市町村役場 ・消防署 ・小中学校 ・コミュニティ・センター ・シヨッピング・センター ・スーパースタート ・医療センター ・総合病院、診療所 ・総合支店 ・運動公園、緑地 ・地区中央公園、緑地 ・地域暖房センター ・計算センター ・駅前広場、駐車場	・地方、都出先機関本部 ・区役所 ・消防本部、警察署 ・短期大学、高校、小中学校 ・コミュニティ・センター ・シヨッピング・センター ・スーパースタート ・医療センター ・総合病院、診療所 ・総合支店 ・運動公園、緑地 ・地区中央公園、緑地 ・地域暖房センター ・計算センター ・駅前広場、駐車場

英国の居住環境整備に係わる法制度の流れの概要



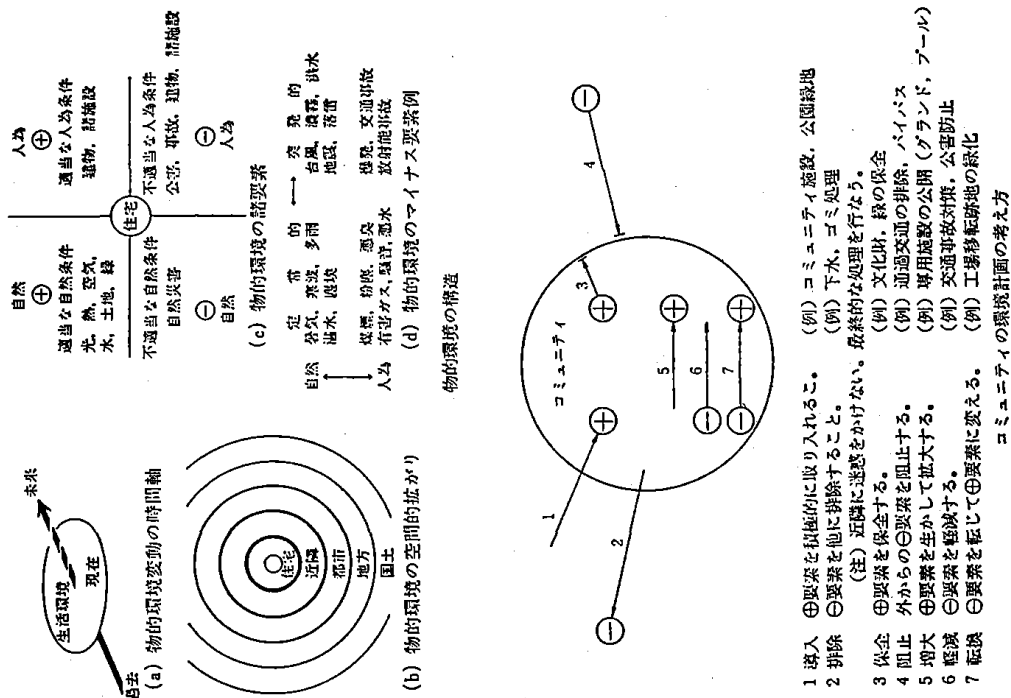
住宅投資の推移及び住宅投資のG N Pに占める割合の推移

年度	総住宅投資 (実質)	同左前年度比	実質G N Pに占める 総住宅投資の割合 (A)	実質G N Pに占める 民間住宅投資の割合 (B)	実質G N Pに占める 政府住宅投資の割合 (A) - (B)
45	129,127 億円	10.8 %	8.4 %	7.6 %	0.8 %
46	137,334	6.4	8.5	7.8	0.7
47	161,610	17.7	9.1	7.8	1.3
48	177,051	9.6	9.6	9.1	0.5
49	150,122	△ 15.2	8.2	7.6	0.6
50	167,588	11.6	8.8	8.2	0.6
51	170,843	1.9	8.6	8.0	0.6
52	175,353	2.6	8.3	7.8	0.5
53	181,311	3.4	8.2	7.6	0.6
54	177,498	△ 2.1	7.6	7.2	0.4
55	159,908	△ 9.9	6.6	6.2	0.4
56	156,879	△ 1.9	6.3	5.9	0.4
57	158,217	0.9	6.1	5.8	0.3
58	145,123	△ 8.3	5.4	5.1	0.3
59	144,986	0.1	5.2	4.9	0.3

(資料)「国民経済計算年報」(経済企画庁)

2. 生活環境整備の枠組

生活環境整備とは

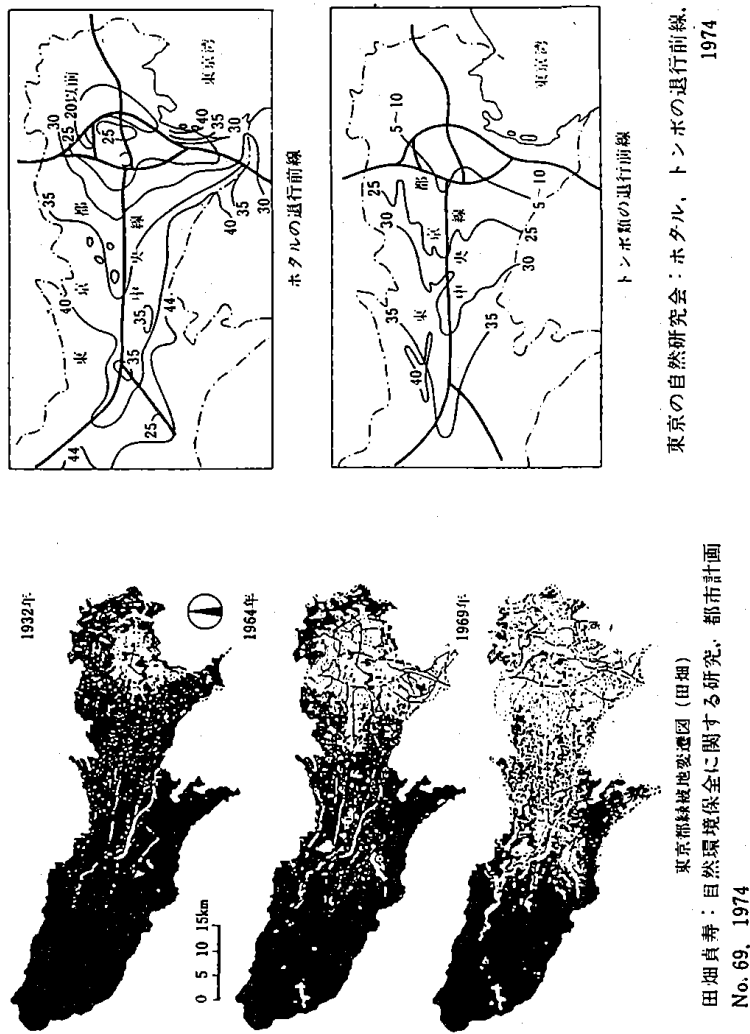


日笠端：都市計画、共立出版、1985

WHOの4つの基準

- (1) 安全性 (safety)・・・生命・財産が災害から安全に守られていること。
- (2) 保健性 (health)・・・肉体的・精神的健康が守られていること。
- (3) 利便性 (convenience)・・・生活の利便性が経済的に確保されていること。
- (4) 快適性 (amenity)・・・美しさ、レクリエーションなどが十分に確保されていること。

開発と保全、④の創出に伴う⑤の発生



東京都における市街地拡大

	(A) 国調DID面積 (40人/ha以上)	(B) 国調DID面積 (40人/ha以上)		(C) DID密度相当の市街地拡大 とした指数
		(1) 東京都部	(2) 東京部	
明治 5年 (1872)	5,050.0			
41年 (1908)	10,350.0			
大正 9年 (1920)	14,918.8			16.3
14年 (1925)	20,198.5			
昭和 5年 (1930)	24,537.5			
10年 (1935)	29,182.5			
15年 (1940)	33,444.5			36.6
35年 (1960)	47,308.0	46,660	57,370	
40年 (1965)	50,770	50,770	66,260	
45年 (1970)	54,930	54,930	80,760	
50年 (1975)	57,690	57,690	91,460	100.0

- ・ (A) 杉山熙氏試算面積「都市計画」79号P. 18より (この試算は東京都部部について行っている。)
- ・ 昭和 35年時点の(A)と(B)の差は668 haであり、(C)に対する割合は1.4%である。杉山試算面積(A)をDID相当の市街地面積と考えてさしつかえなからう。
- ・ 東京都における昭和 50年の市街地に占める、戦前の市街地の割合は約1/3である。
- ・ 第2次大戦前の市街地に占める、戦災罹災地面積 19,500 ha (東京都都市計画調査 1976) の割合は、58.3%である。

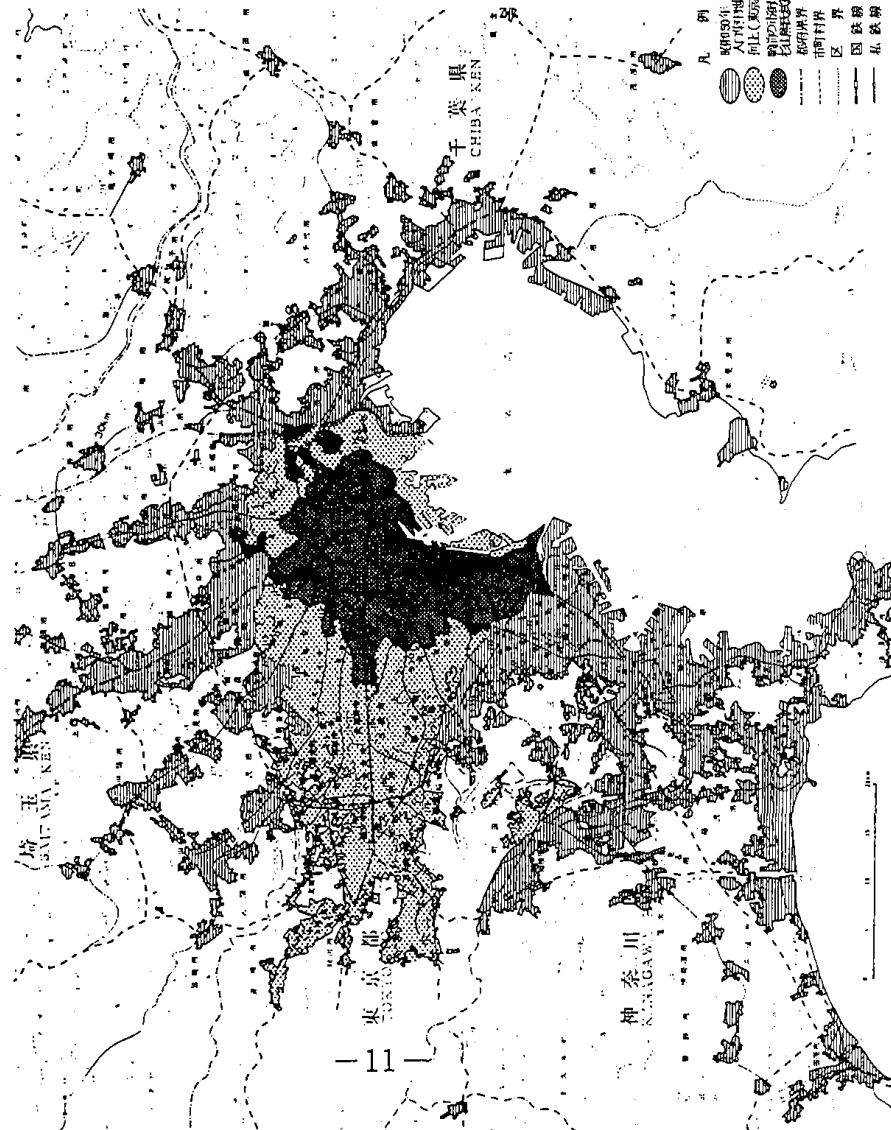
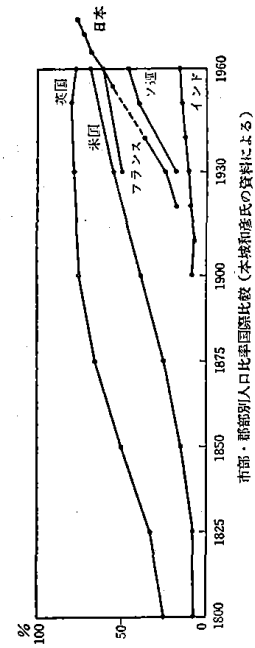
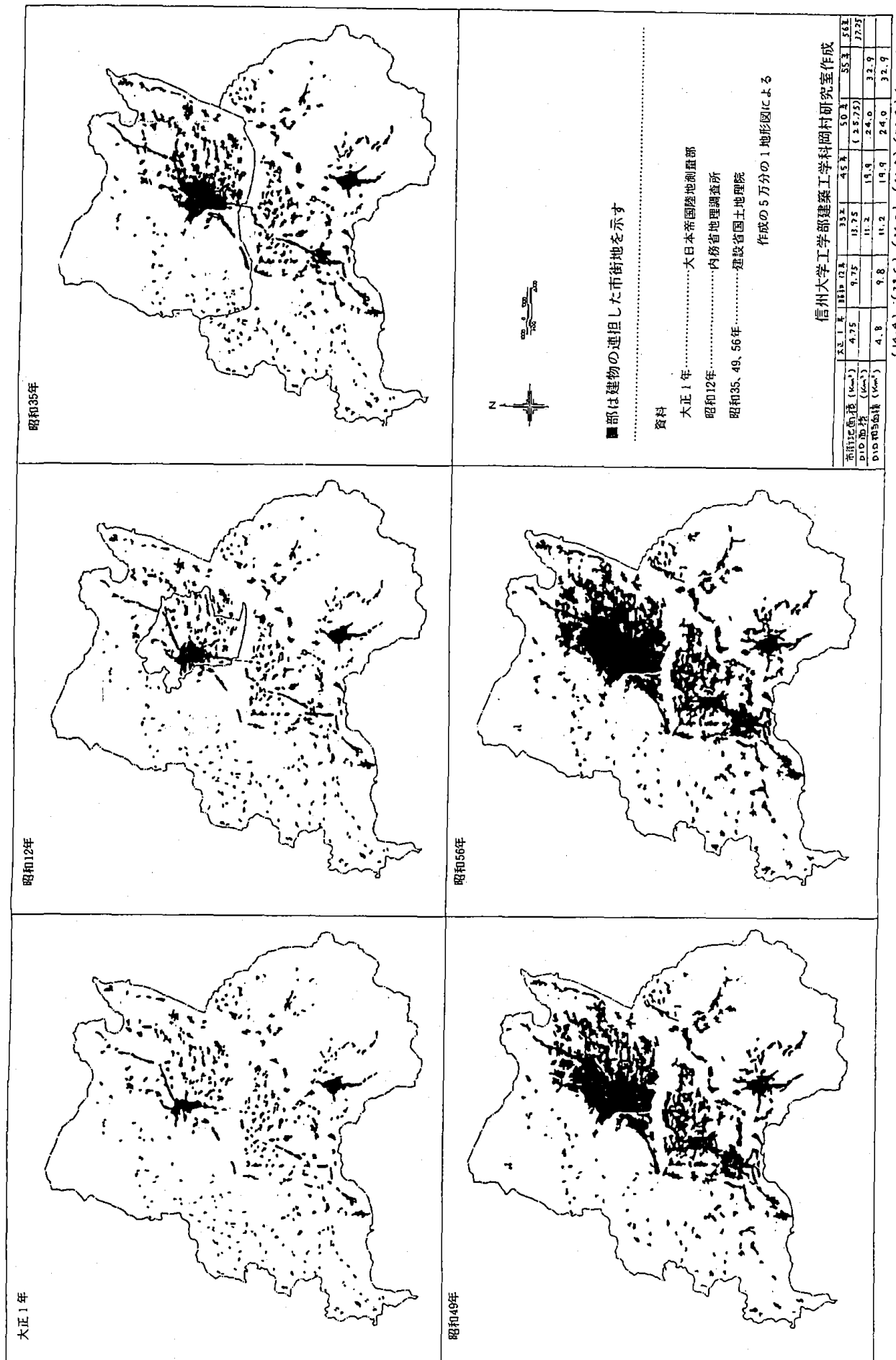


図 8・6 の 1 市街地拡大図

長野市の市街地拡大状況図



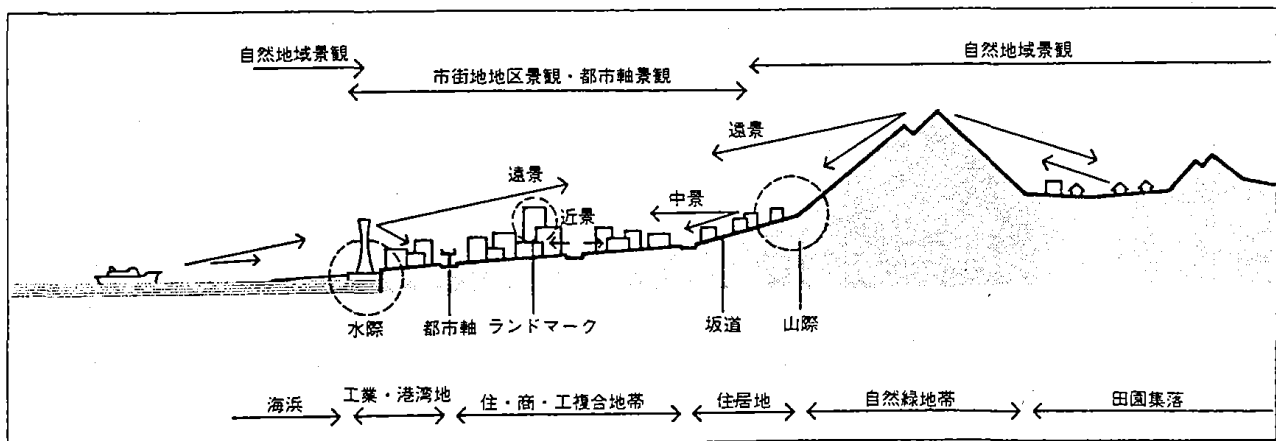
3. 景観整備の考え方

都市景観施策の流れ

- 風致地区の創設——都市の風致を維持するため定める地区（旧都市計画法）。
（大8年）
- 美観地区の創設——市街地の美観を維持するため定める地区（旧都市計画法）。
（大8年）
- 都市美協会の設立——都市美化について啓蒙宣伝と事業研究を行う団体。
（大14年）
具体的には、皇居外堀の風致保存の建議（昭3年）、電柱整理、
河川浄化、煤煙防止に関する建議（昭15年）等。
- 助産會風致保存会の設立——風致の保存、歴史的風土の保存のための市民による財団。
（昭39）
御谷の地所の一部買収等。
- 丸の内美観論争——皇居お堀沿の高層ビル建設が美観を損うか否かの論争。
（昭40）
都市計画審議会及び丸の内地区景観対策懇談会で議論。
- 高山上三之町まちなみ保存会（昭41）——歴史的なまちなみを保存・維持するための町内組織。
- 金沢市伝統環境保存条例——民間の経済団体の運動等を契機として制定。
（昭43）
伝統環境の破壊の防止を目的とする。
- 京都市市街地景観条例——京都タワーの建設に伴う景観問題等を契機として制定。
（昭47）
京都らしい景観の保存を目的とする。
- 伝統的建造物群保存地区の創設（昭50）——伝統的建造物が集合している地区の環境を保存するための地区
（文化財保護法及び都市計画法）。
- 横浜市アーバン・デザイン——伊勢崎モール等の景観に配慮したプロジェクトの推進と景観の観
（昭40年代後半より）
点からの建築物等の誘導。
- 神戸市景観条例——都市景観基本計画、都市景観形成地域等の内容。
（昭53）
まちなみの保存にとどまらず良好な景観の形成を目的とする。
- 地区計画制度の創設——建築物の形態・意匠等を含む詳細な計画（都市計画法）。
（昭55）
- うるおいのあるまちづくり——美しい都市景観の形成をはじめとするうるおいのあるまちづくり
のための基本的考え方
を進める上での建設省の基本的考え方のとりまとめ。
（昭56）
- 東京都都市美懇談会報告——都市美化の推進について総合的な施策の推進の提言。
（昭57）
- 都市景観形成モデル事業——モデル地区における都市景観形成のための基本計画の策定とこれ
の創設（昭57）
に基づく都市計画事業等の重点実施。
- 名古屋市等における景観——地方公共団体における良好な景観形成のための民間の建築行為の
条例制定の動き（昭59）
誘導等を内容とする条例制定の動き。

資料：建設省都市局都市計画課編：

都市の景観を考える。大成出版社，1988。

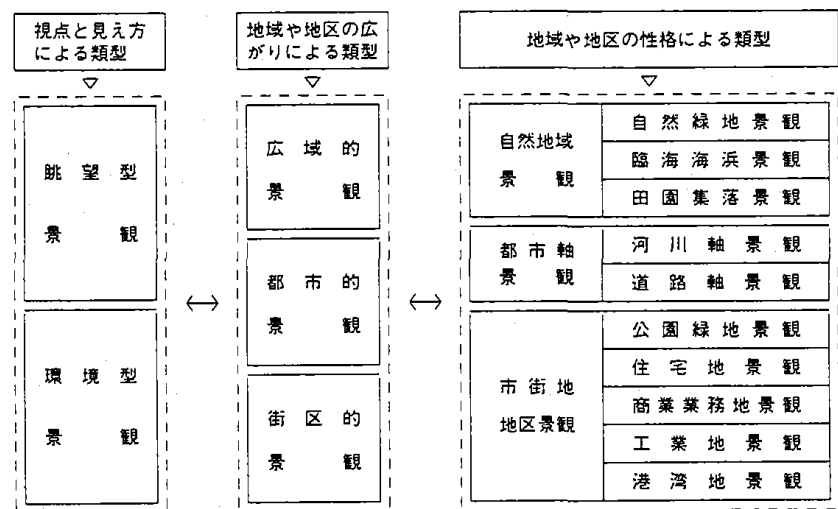


神戸市の地形特性と景観上の特色

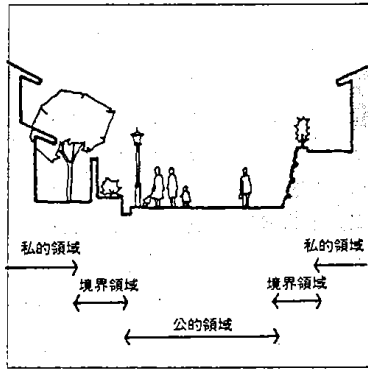
地域や地区の段階構成と景観構成要素

	主体の視覚行為 (生活行動)	景 観 構 成 要 素						
		自然地形	オープンスペース	都市基幹施設	道路	敷建物	地物	装置
広 域 (大阪湾 阪神間)	空から眺める 山から眺める 海から眺める							
都 市 (神 戸)	車で走りながら見る		自然地域景観					
地 域	屋上から見る			都市的景観				
地 区	歩きながら見る			都市軸景観	市街地地区景観			
街 区 (ストリート)					街区の景観	環境型景観		

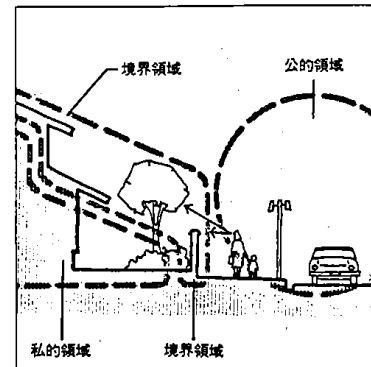
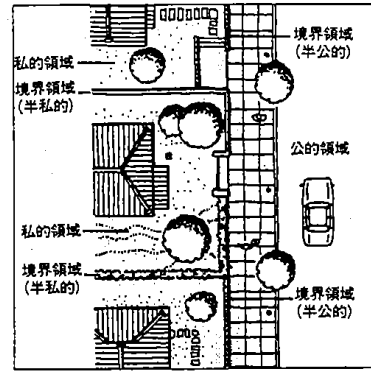
都市景観の類型



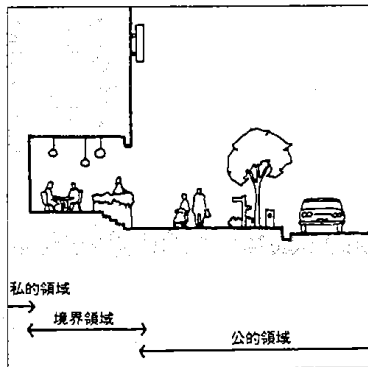
資料：神戸市・神戸市都市景観基本計画，1982.



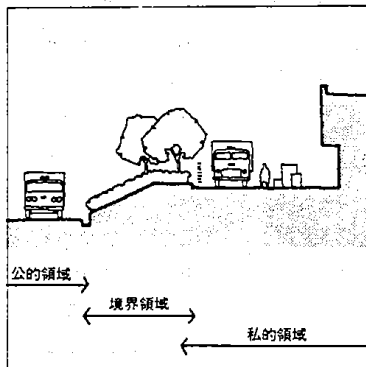
住宅地景觀の構成



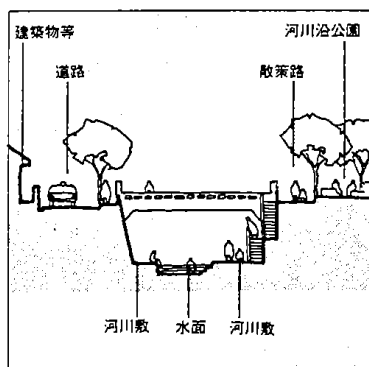
都市空間の領域構成



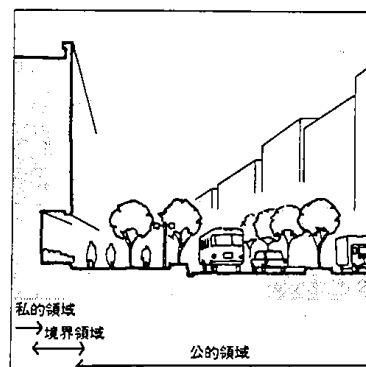
商業業務地景觀の構成



工業地景觀の構成



河川軸景觀の構成



道路軸景觀の構成

資料：神戸市・神戸市都市景觀基本計画，1982.

景観形成タイプ別整備手法

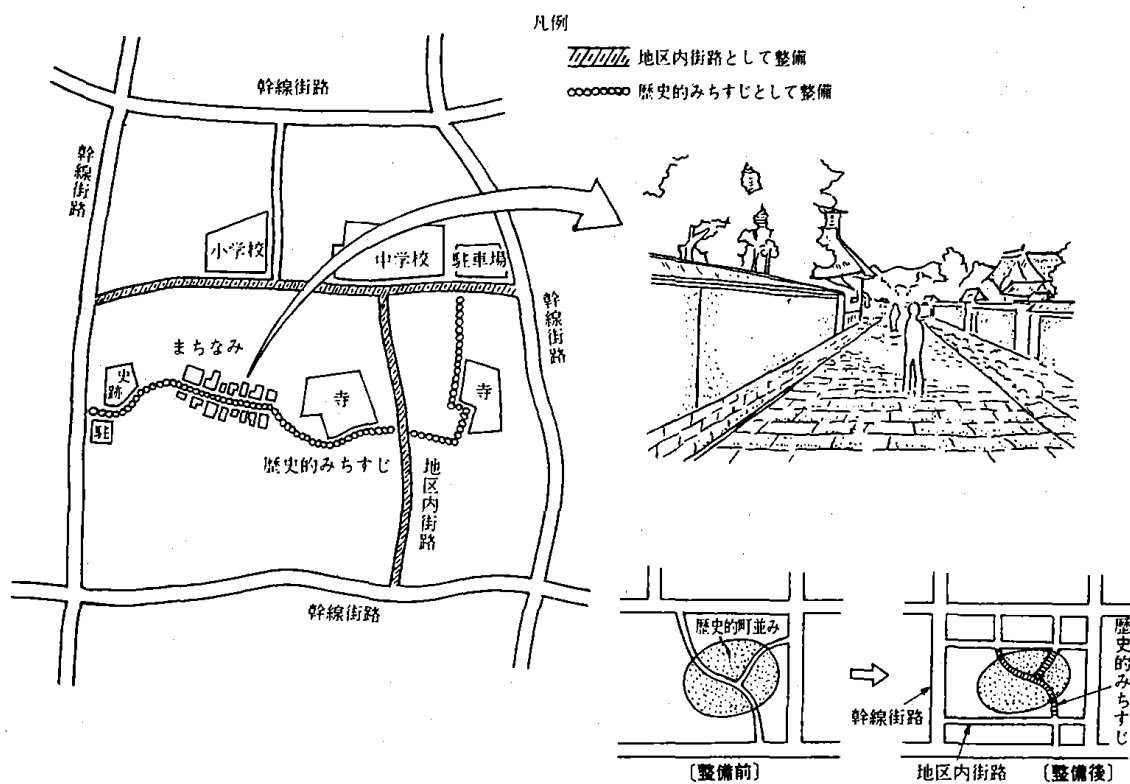
	自然環境保全系	歴史文化環境保全系	市街地環境整備系
規制的手法	・自然公園法による自然公園 ・森林法による保安林 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律による近郊緑地保全区域及び特別保全地区 ・都市緑地保全法による緑地保全地区 ・生産緑地法による生産緑地地区 ・都市計画法による市街化調整区域及び風致地区 ・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域 ・自然環境保全法による原生環境保全地域、自然環境保全地域及び県自然環境保全地域 ・海岸法による海岸保全区域 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成建築物等届出地域	・都市計画法による風致地区、美観地区、地区計画 ・文化財保護法による伝統的建築物群保存地区 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成指定建築物等届出地域 ・神戸市民の環境をまもる条例による文化環境保全区域 ・屋外広告物条例による屋外広告物禁止地域	・都市計画法による用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、美観地区、地区計画、沿道整備計画 ・港湾法による臨港地区 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成指定建築物等届出地域 ・屋外広告物条例による屋外広告物禁止地域 ・河川法による河川保全区域
誘導的手法	・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画のための措置 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減	・建築基準法による建築協定 ・都市緑地保全法による緑化協定 ・都市景観条例による保存助成、景観助成、景観形成市民団体の結成及び融資 ・市民公園条例による市民公園、緑と花の市民協定及び市民の木等 ・地区計画及びまちづくり協定等に関する条例によるまちづくり協定 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税等の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 ・建築文化賞等表彰制度 ・文化環境保存区域にかかる管理助成 ・伝統的建造物群保存地区における建築基準法の緩和措置	・建築基準法による建築協定 ・都市緑地保全法による緑化協定 ・都市景観条例による保存助成、景観助成、景観形成市民団体の結成及び融資 ・市民公園条例による市民公園、緑と花の市民協定及び市民の木等 ・地区計画及びまちづくり協定等に関する条例によるまちづくり協定 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税等の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 ・建築文化賞等表彰制度 ・建築物共同化計画助成要綱による建築物共同化計画助成 ・街づくり助成要綱による街づくり助成 ・建築基準法による総合設計制度 ・住宅金融公庫の都市再開発事業、住宅・都市整備公団の一般市街地制度などによる融資
事業的手法	・自然公園法による公園事業 ・森林法による保安施設事業 ・都市緑地保全法による緑地保全地区内の土地の買入れ ・生産緑地法による生産緑地の買取り ・自然環境保全法による原生環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全計画に基づく保全事業 ・海岸法による環境整備事業	・都市公園法、道路法、下水道法、河川法等による都市施設の整備	・都市公園法、道路法、下水道法、河川法等による都市施設の整備 ・都市再開発法、土地区画整理法、新住宅市街地開発法等による市街地開発事業 ・港湾法による環境整備事業 ・グリーンコウベ作戦 ・神戸クリーン作戦 ・神戸臨港地区カラー作戦

建築物等の規制・誘導の内容

(出典：大坂谷吉行・土木学会景観分科会資料)

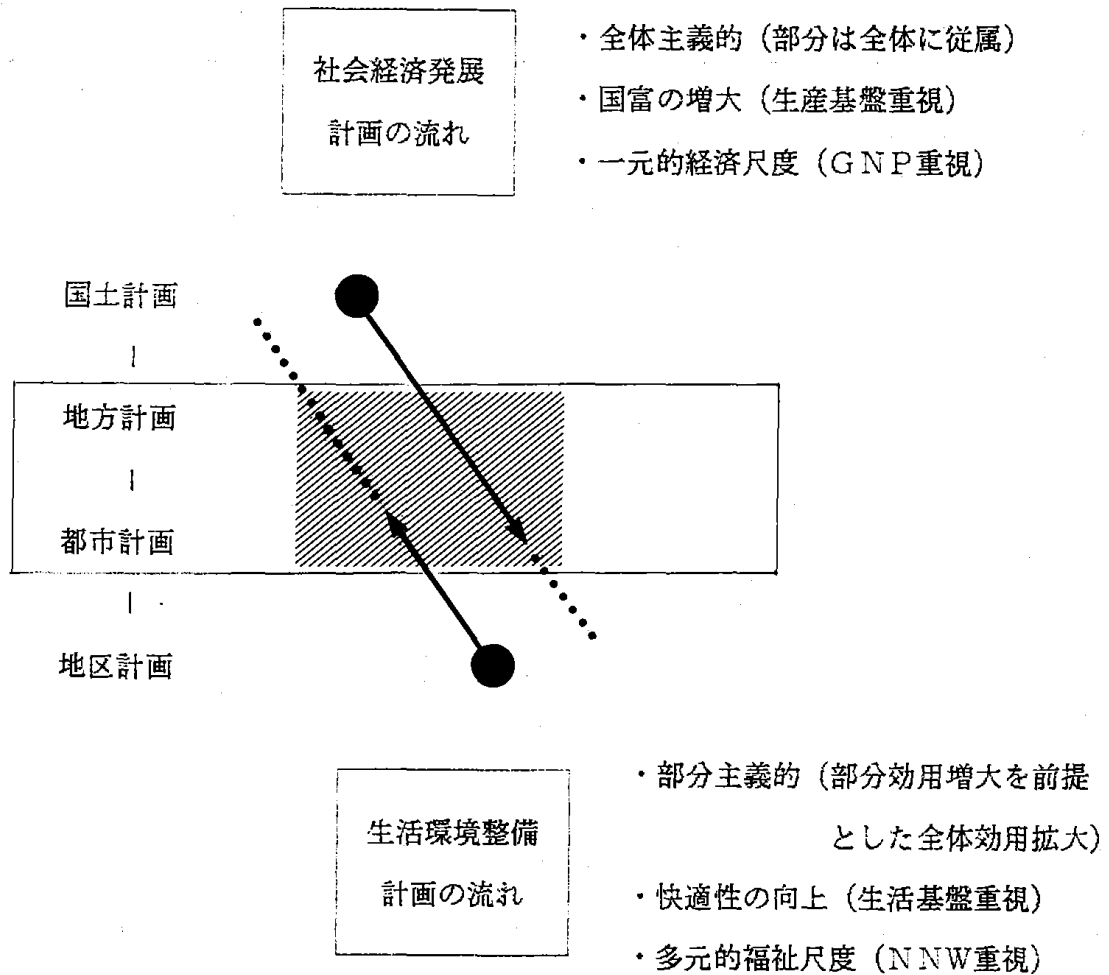
＜農村と都市の各居住者の間で評価の差の著しい景観＞				
都市居住者の 評価が高い	・コンクリート塀			
	・かや葺き集落内の原色の下屋	→		
	・自然のままの水路	→		施工ずみの水路
	・ビニールハウス	→		ガラスハウス
	・区画が不整形な水田	→		区画が整形な水田
	・芝	→		花壇
＜農村と都市の各居住者の間で評価の差がある景観＞				
都市居住者の 評価が高い	・未舗装の並木道	→		舗装ずみの並木道
	・平坦地の鎮守の森	→		背後が山々の鎮守の森
	・境内を利用した公園	→		新しく作った公園
	・平坦地にたつ建物	→		背後が山の建物
	・山間部の集落(Q31)	→		平野部の集落
	・集居集落	→		散在集落
	・山間部の集落(Q33)	→		都市近郊集落
	・千枚田			
	・段々畑			
	・自然のままの河川	→		整備された河川
	・稲架なり			
農村居住者の 評価が高い				

歴史的地区環境整備街路事業のモデル図



資料：建設省大臣官房政策課：うるおいあるまちづくり，大成出版社，1984。

4. 美しさとやすらぎのあるまちづくり



〔評価を必要とする要素〕

- ・個の尊厳、部分の尊厳
- ・風土的価値 (ゲニウス・ロキ：土地の精神)
- ・時間的価値 (風格、老木、V s 減価償却)
- ・歴史的、文化的価値 (暖簾、遺産)
- ・美的価値